

通級による指導の充実の在り方について

令和4年7月

令和2年度通級による指導実施状況調査結果(概要) 目次

●調査対象

全国(国立、公立、私立)の学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校)

●調査時点

令和3年3月31日現在 (令和2年度通年の数字を調査)

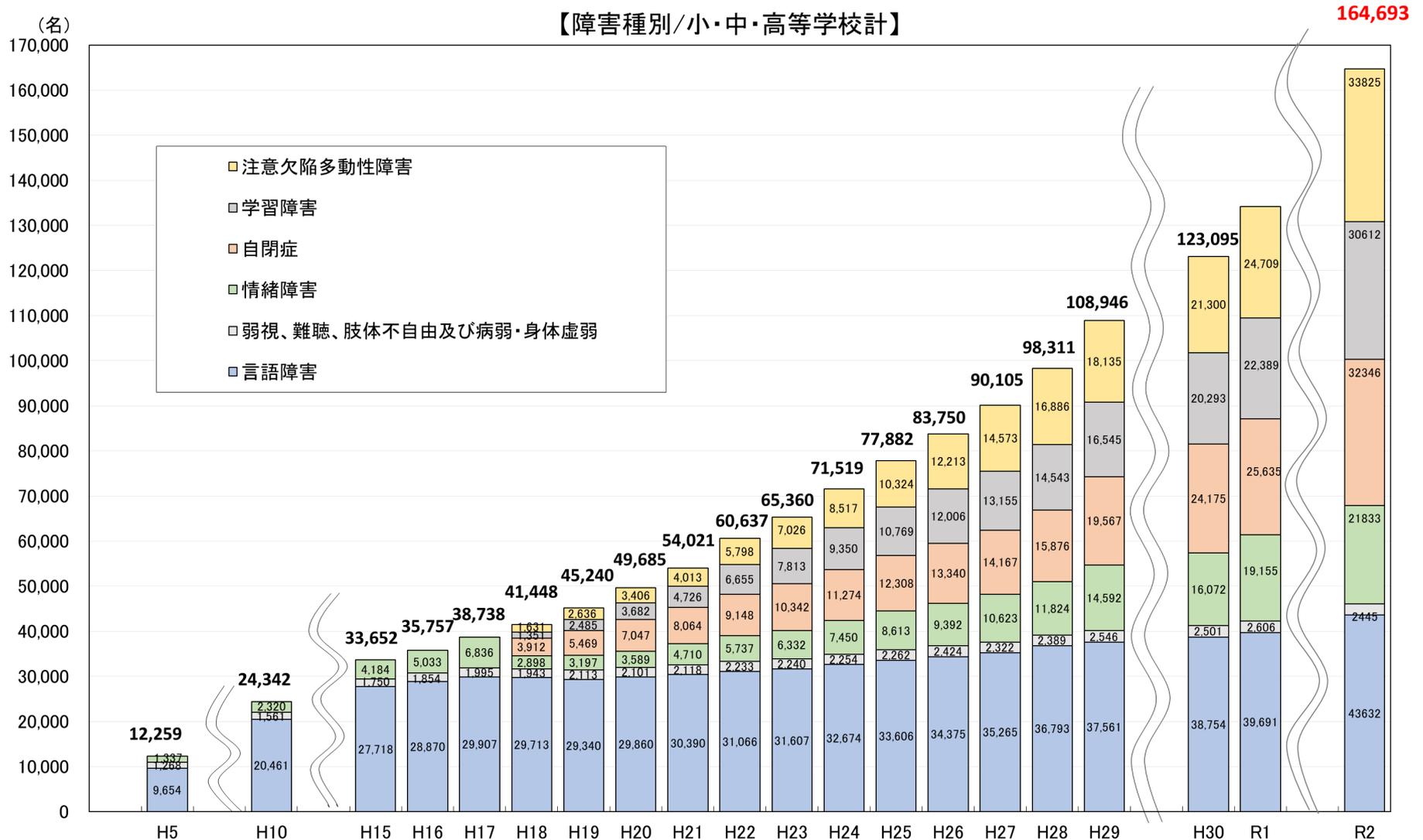
●概要(調査より一部抜粋)

1. 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(障害種別)
2. 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(学校種別)
3. 通級による指導を受けている児童生徒数の概要(実施形態別)
4. 通級による指導を受けている児童生徒数の概要(実施形態別×障害種別)
5. 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)
6. 高等学校において、通級による指導が必要と判断した生徒のうち、通級による指導を行わなかった生徒数(理由別)
7. 高等学校において、通級による指導を行わなかった生徒への指導や支援の工夫

1. 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(障害種別)

・難聴以外の障害種において、通級による指導を受ける児童生徒数は、過去最多。

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし、令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。
 その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。



※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

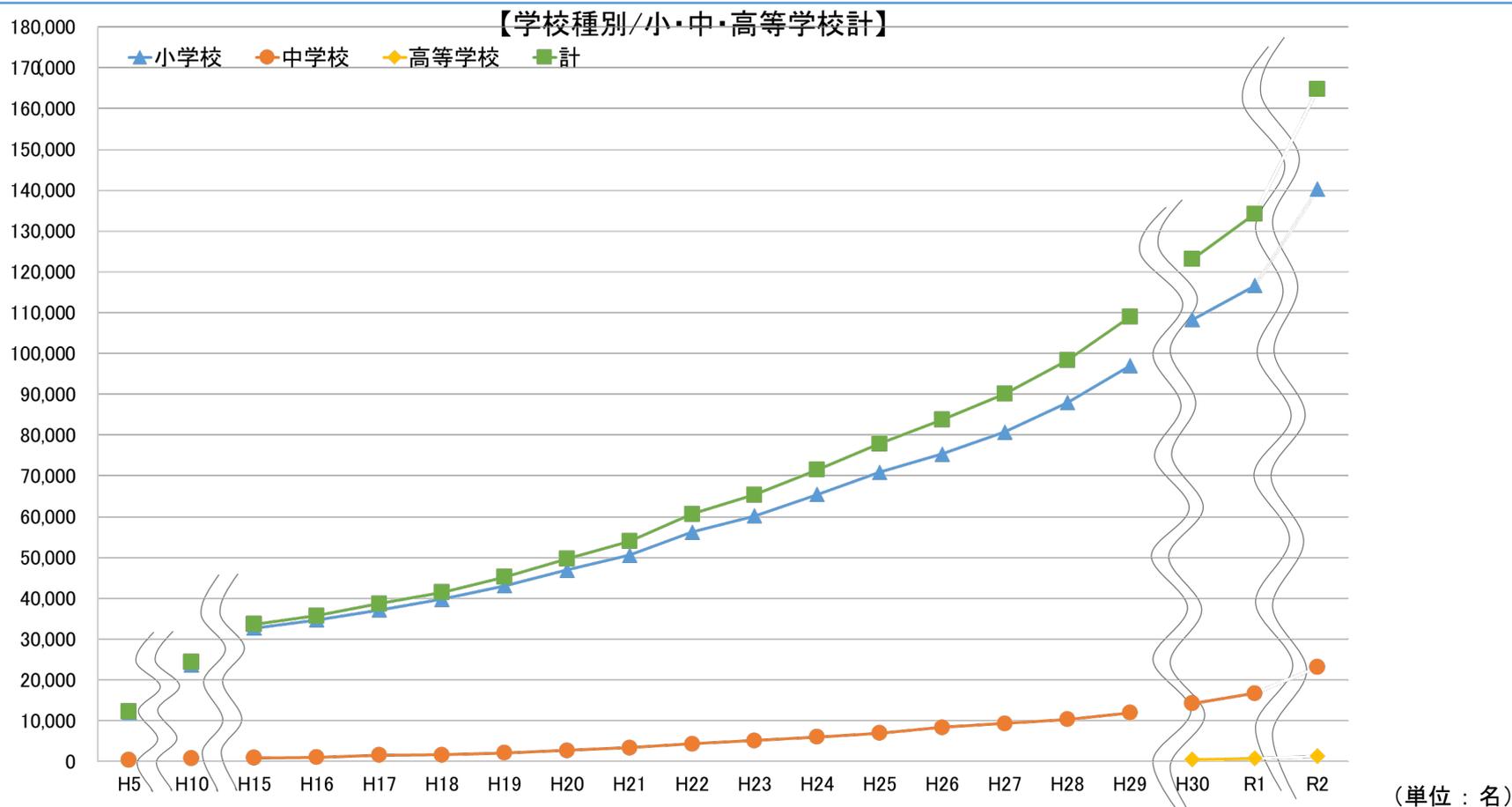
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

2. 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(学校種別)

・小・中学校、高等学校ともに、通級による指導を受ける児童生徒は、過去最多。

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし、令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。
その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787	1,296
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,693

※ R2の数字は3月31日時点。R1以前は各年度5月1日時点。 ※ 平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※ 高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

3. 通級による指導を受けている児童生徒数(実施形態別)

- ・小中学校において**自校通級の割合が6割を超えているが、他校通級も2～3割**となっている。
- ・高等学校において**自校通級の割合は約9割**を占めるが、絶対数は少ない。

通級による指導を受けている児童生徒の数

小学校 **140,255**人

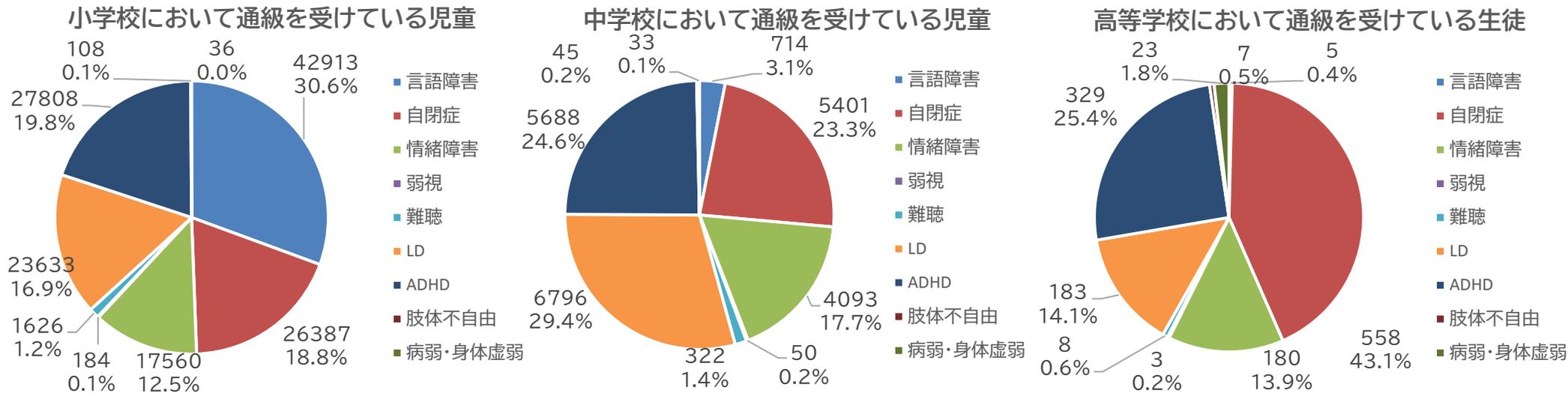
自校 89,510人(63.8%) 他校 41,435人(29.5%) 巡回 9,310人(6.6%)

中学校 **23,142**

自校 15,371人(66.4%) 他校 4,817人(20.8%) 巡回 2,954人(12.8%)

高等学校 **1,296**人

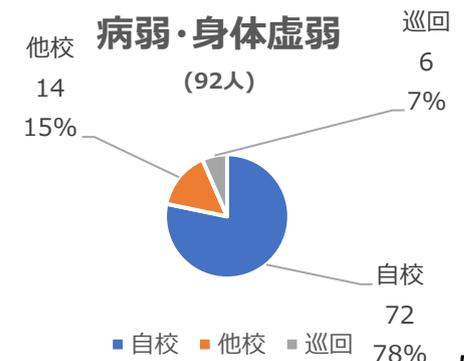
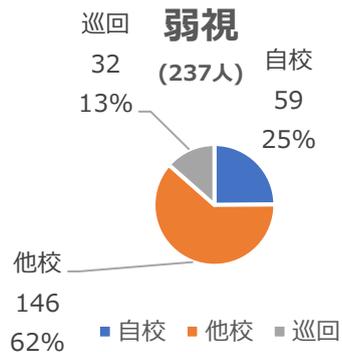
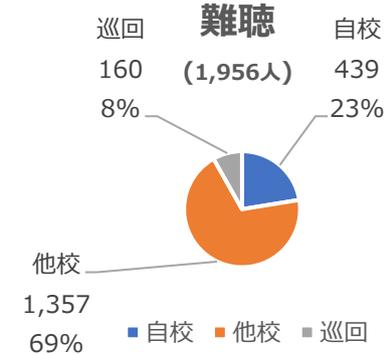
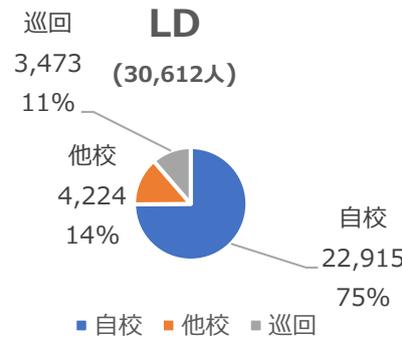
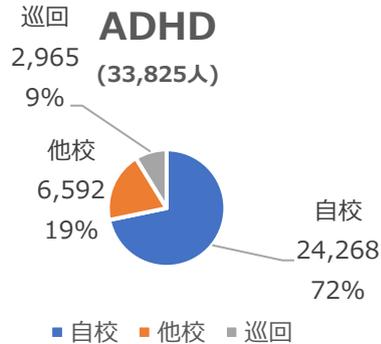
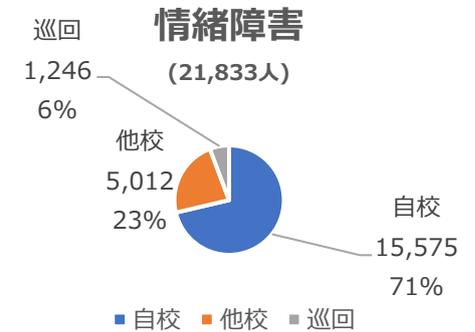
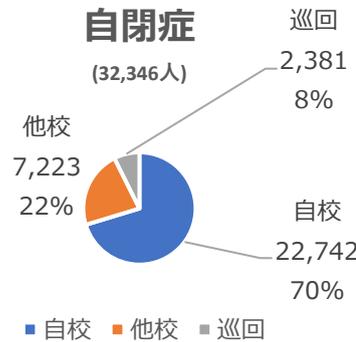
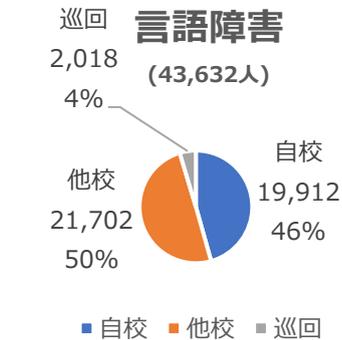
自校 1,141人(88.0%) 他校 35人(2.7%) 巡回 120人(9.3%)



※ 令和元年度:令和元年5月1日時点、令和2年度:令和3年3月31日時点(国公立の計)

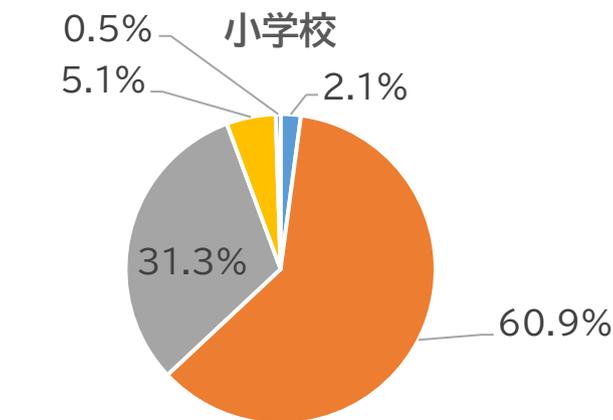
4. 通級による指導を受けている児童生徒数(実施形態別×障害種別)

- ・小・中・高等学校合わせた、障害種別の実施形態(自校通級、他校通級、巡回通級)は下記のとおり。
- ・言語障害、難聴、弱視において他校通級の割合は5割以上。肢体不自由は巡回通級が6割以上。

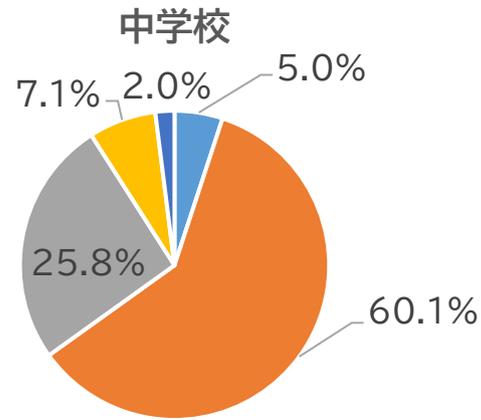


5. 通級による指導を受けている児童生徒数(指導時間別)

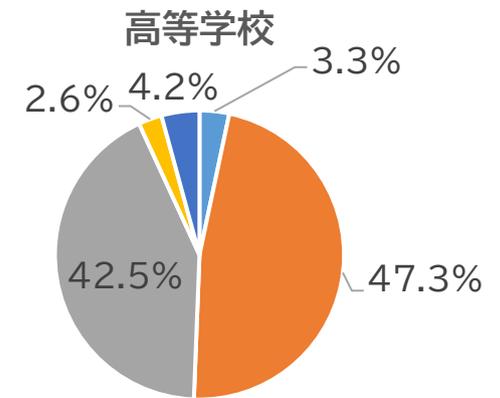
- 通級による指導を受けている児童の約9割が週1～2単位時間で実施している。
 小学校：週1単位時間(60.9%)、週2単位時間(31.3%)
 中学校：週1単位時間(60.1%)、週2単位時間(25.8%)
 高等学校：週1単位時間(47.3%)、週2単位時間(42.5%)



- 月3単位時間未満
- 週1単位時間
- 週2単位時間
- 週3～5単位時間
- 週6単位時間以上



- 月3単位時間未満
- 週1単位時間
- 週2単位時間
- 週3～5単位時間
- 週6単位時間以上



- 月3単位時間未満
- 週1単位時間
- 週2単位時間
- 週3～5単位時間
- 週6単位時間以上

6-1. 高等学校において通級による指導が必要と判断した生徒のうち、 通級による指導を行わなかった生徒数(理由別)

- 高等学校が通級による指導が必要と判断した生徒数 **2,396**人
そのうち、通級による指導を行わなかった生徒数 **1,100**人
- 指導を行わなかった理由は、「**本人や保護者が希望しなかった**」(40.8%)、「**その他**」(34.5%)、「**加配がつかず、巡回通級・他校通級の調整も出来なかったため**」(16.5%)の順に多い。

	(1)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(2)「通級による指導」を行った生徒の数	(3)(1)のうち、「通級による指導」を行わなかった生徒数【理由別】						
			ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
計	2,396	1,296	449	181	2	8	0	81	379

6-2. 通級による指導を必要とする生徒に指導を行わなかった理由のうち、「その他」に関すること



- ・ 該当者が不登校になったため
- ・ 転学となったため
- ・ 休学したため
- ・ 本人の気持ちが安定し、困り感もないため経過観察中
- ・ 転籍したため
- ・ 人数が多すぎたため、優先度の高い者を対象にした
- ・ カウンセラーで対応できたため
- ・ 令和2年度に支援を試行的に実施し、十分な合意形成を図ったうえで翌年度から行うことになったため
- ・ 具体的な指導内容や方法が確立されていないため(※令和3年度から段階的に実施)
- ・ 面談により対応可能だったため(放課後に実施)
- ・ 本人の状況に改善した点が見られたため
- ・ 教育委員会から、巡回相談等を活用し校内での取組を充実させるよう助言があったため
- ・ 単位修得を希望せず校内支援として実施したため
- ・ 通信制のため、出席日数が少なく通級指導教室の必要性を感じないため
- ・ 家庭で外部機関の協力を得ているため
- ・ 学校独自で、SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)のような講座を行っているため
- ・ 家庭環境や通学事情等により、通級を受けることが困難であるため 等

※ 各教育委員会の回答を意味が変わらない範囲で修正

7-1. 高等学校において通級による指導を行わなかった生徒への指導や支援の工夫

- 高等学校において、通級による指導を行わなかった生徒への指導や支援の工夫は、「**通常の学級における指導上の工夫(担当教員による配慮等)**」(55.1%)、通常の学級における指導体制の充実(TT、特別支援教育支援員の配置等)」(21.3%)、「**放課後等における「通級による指導」以外の指導**」(9.4%)の順に多かった。

	ア. 通常の学級における指導体制の充実(TT、特別支援教育支援員の配置等)	イ. 通常の学級における指導上の工夫(担当教員による配慮等)	ウ. 放課後等における「通級による指導」以外の指導	エ. ア～ウ以外の指導や支援	オ. 特別な指導や支援は行わなかった。
国立	0	0	0	0	0
公立	231	586	103	78	39
私立	3	20	0	1	39
計	234	606	103	79	78



7-2. 高等学校において通級による指導を行わなかった生徒への指導や支援の工夫

- ・ 長期休暇や年度末の自宅学習期間の補充授業
- ・ SC(スクールカウンセラー)や就学支援員によるカウンセリング、居場所確保等
- ・ 考査時間の延長、問題用紙の拡大
- ・ 拠点校や協力校に相談し、月1回の面談を実施
- ・ 教育相談
- ・ 定期的な授業観察、必要な支援についての協議
- ・ 学習指導員又は学習支援員の配置
- ・ 「通級による指導」の試行的な指導
- ・ SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)の実施
- ・ 養護教諭等との面談
- ・ より学びやすい環境への進路変更の指導
- ・ 外部専門家の助言や支援
- ・ 臨床心理士との面談
- ・ クラス編成において理解のある生徒が多いクラスに配置
- ・ 足に補助具を装用し、解決した
- ・ 定期的な家庭訪問・電話連絡による支援
- ・ 担任によるこまめな相談、通級担当による授業支援
- ・ 担任や関係職員との面談
- ・ 生徒支援会での情報共有
- ・ 試験形式の工夫
- ・ 別室利用 等

※ 各教育委員会の回答を意味が変わらない範囲で修正

文部科学省の取組

通級を知るには？

- 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A(H30. 8. 20)
通級による指導の趣旨や経緯、制度的位置づけなどの基本的事項の説明や、教育課程、指導対象、指導方法等に関するQAを掲載。

- 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド(R2.3)

初めて通級を担当する教員向けに、通級指導の基礎や1年間の流れ、実践例等を紹介。



- 発達障害に関する通級による指導 担当教員等 専門性充実事業 実践事例集(R3.9)



- 高等学校における「通級による指導」実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～(H29.3)



就学先決定にあたっての留意点は？

- 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(R3.6.30)

障害のある子供の就学先決定にあたってのプロセスや、障害種ごとの教育的対応等を紹介。通級による指導と特別支援学級の学びの場の決定に際しての留意点も掲載。



- 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)(R4.4. 27)

特別支援学級と通級による指導の学びの場の決定に関する留意事項や、特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数の目安、自立活動の在り方等について改めて周知。

- 平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる「通級による指導」及び「日本語指導」に係る基礎定数の算定に係る留意事項について(事務連絡)(R2.4.17)

通級による指導に係る基礎定数の算定に関する制度内容や留意事項、特別支援学級と通級による指導の仕組みや違い等について説明。

NISE(特総研)の取組

- 学びラボ
・研修「通級による指導の担当者になったら」
・通級による指導を担当する皆さんへ「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の活用について



- 高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック(R2.3)



【再掲】

通常の学級における障害のある児童生徒の支援の在り方に関する検討会議（第1回）資料3より

1. 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方

- 学校種や障害種における現状を踏まえた課題について
- 実施形態（自校通級、巡回通級、他校通級など）の現状を踏まえた課題について
- 学校間の引き継ぎの現状を踏まえた課題について
（特に、高等学校における潜在的な対象者も踏まえ、義務教育段階と高等学校・高等専門学校等）

2. 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方

- 合理的配慮の提供や、特別支援学校によるセンター的機能を通じた支援等の状況について
- 校内支援体制の整備や、特別支援教育支援員の配置等の状況について
- 知的障害のある児童生徒に対する、教育的効果を高めるための指導や支援について
- 国連障害者権利委員会による審査状況や結果を踏まえた、国における更なる支援方策等について

今回、特に議論いただきたいポイント

○児童生徒が、通級による指導を利用しやすくする方策を検討するため、以下の点について御意見をいただきたい。

1. 各実施形態（自校通級、他校通級、巡回通級等）のメリット、課題・留意点

※次ページ参照

2. 自校通級や、巡回通級を妨げる要因・課題

例：自校における専門性を持った教師の人材不足
巡回交通費
中山間地の距離的問題など

(参考) 通級による指導 通級実施形態別のメリットと課題や留意点

形態	メリット	課題(◆)や留意点(◇)
自校通級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の通学の負担がない ○ 児童生徒や保護者が通級担当教師に相談しやすい ○ 通級担当教師と通常の学級の担任等との連携や校内における共通理解が図られやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 通級による指導を受けていることを自校の児童生徒に知られたくないという心理的な抵抗が生じる可能性がある あり工夫が必要
他校通級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる児童生徒が少ない学校においても実施可能 ○ グループ指導が自校通級よりも実施しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 移動時間は授業を受けることができない ◆ 学校間の移動の際に保護者等の送迎が必要になる ◆ 通級担当教師と通常の授業の担当教師との連携調整に時間を要する可能性がある ◆ 指導時間の調整が困難である ◇ 他校に通うことへの抵抗感に配慮することが必要 ◇ 通級による指導の記録を在籍校と共有したり、保護者との情報共有を意識的に図ったりするなどの十分な連携が必要
巡回通級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象となる児童生徒が少ない学校においても実施が可能 ○ 巡回で担当教師が訪問することから、他校通級よりも通級による指導の担当教師と通常の学級の担任等との連携や校内における共通理解が図られやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通級担当教師が学校間を移動する必要があるため、担当できる児童生徒が自校通級や他校通級と比べて少なくなる可能性がある ◆ 学校間の移動等により、通級担当教員への負担が大きい ◇ 任命権を有する教育委員会が、当該教師が巡回先の学校において通級による指導を行うことについて、兼務発令や非常勤講師の任命等による指示・命令権限を明確にすることが必要 ◇ 旅費の措置等を計画的に行うことが必要
形態に関わらないもの		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通級担当教師が美術や音楽、技術・家庭など学校に1人しかいない教科の教員の場合、通級担当をすることが難しい ◆ 学校や教育委員会担当者の理解が不足している